

まち・ひと・しごと創生基本方針2015（平成27年6月30日閣議決定）（抜粋）

Ⅲ. 地方創生の深化に向けた政策の推進

2. 地方への新しいひとの流れをつくる

（4）政府関係機関の地方移転

政府関係機関の中で地方が目指す発展に資する機関について、道府県等からの提案（平成 27 年 8 月期限）を受け、必要性・効果等について検証した上で地方への移転を進める⁽²⁸⁾。

【具体的取組】

◎政府関係機関移転の適切な推進

- ・引き続き、道府県等が検討を行う上で必要な情報の提供を行うなど丁寧に対応していく。
- ・各道府県等から出された提案について、その必要性、効果、機能の確保等について当該道府県等や関係政府機関・所管府省庁その他の関係者の意見を聞き、論点を整理した上で、財政負担や制度的検討の必要性、提案する道府県等と関係府省庁等の双方の見解等を踏まえ、必要に応じて有識者等の意見を聞くなど、公平性・透明性のあるプロセスの下で検討を行い、本年度末までに決定する。可能なものについては前倒しで実施する。

(28) 現在道府県等において誘致提案を検討中であるが、既に東京圏以外に所在する機関への東京圏からの小規模な機能移転については、これらによらず、当該機関が所在する市町村が機関誘致提案することもできるものとしている。